

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日～令和4年12月31日までの 2年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年1月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年1月～ 制度に関するパンフレットを社員に社内イントラネットに掲示

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること。
女性社員・・・取得率を75%以上にする。

<対策>

- 令和3年1月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、男性従業員に対する説明を社内イントラネット等に掲示
- 令和3年1月～ 育児休業取得促進の告知と希望者への相談対応の充実

目標3：労働者が子どもの看護のための休暇を、時間単位で取得しやすい制度を導入する。

<対策>

- 令和3年1月～ 就業規則の作成、労働者への周知、施行開始

目標4：在宅勤務やテレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入をする。

<対策>

- 令和3年1月～ 就業規則の作成、労働者への周知、施行開始